

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○東京都統計調査条例による統計調査の名称等……

……（産業労働局農林水産部農業振興課）…一

○海岸保全区域の廃止……（港湾局港湾経営部経営課）…ハ

告示（選）

○東京都議会議員選挙における選挙の効力に関する

異議申出についての決定（二件）………一〇

公告

○市街地再開発組合の理事長の就任………

……（都市整備局市街地整備部再開発課）…三

告示

●東京都告示第八百五十八号

東京都統計調査条例（昭和三十二年東京都条例第十五号）第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 統計調査の名称

東京都農作物生産状況調査（都指定統計調査第六号）

二 目的

農業行政に必要な農作物の基礎資料を得ること。

三 調査事項

（一）対象作物

野菜、果樹、穀類、工芸作物、花き及び植木

（二）調査項目

作付面積、収穫量（野菜、果樹、穀類及び工芸作物）又は出荷量（花き及び植木）

四 対象の範囲

東京都の区域に所在する農家

五 実施方法

調査対象農家に対し調査票を配布し、調査票の返送を依頼することにより行う。

六 調査時期

（一）調査対象期間

令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの期間とする。

（二）調査実施期間

令和七年八月二十日から同年九月三十日までとする。

七 調査票

調査票は、次の東京都農作物生産状況調査票とする。

東京都指定統計調査第6号
令和7年度
〇〇区市町村



東京都農作物生産状況調査票

--	--	--	--	--

この調査票は、農業行政に必要な基礎データを整備するためのものであり、それ以外の目的（税金の徴収など）に使用することは絶対ありません。

（調査票の記入に当たって）

- 調査票の記入に当たっては、2ページの「記入上の注意事項」をよく読んでから記入してください。
- 調査票の内容については、過去1年間で記入しますが、過去1年間とは、2024年1月1日から12月31日まで の1年間について記入してください。
- 調査票への記入は、黒の鉛筆又はシャープペンシル若しくはボールペンにて記入してください。

住所・氏名を記入してください。

住所	〇〇区市町村
氏名	

月 日（ ）までに御回答願います。

裏面へ



東京都農作物生産状況調査票 記入上の注意事項

記入上の注意事項

- 面積につきましては、**m²** 単位で記入してください。
- 対象となる期間は、**2024年1月～12月** です。
- 東京都内**での面積・生産本数・出荷量（本数）を記入してください（他県は除く。）。

1) 作付延べ面積・作付（ほ場）面積の記入に当たっての注意

面積

記入例

① **1,008 m²**（面積の単位はm²としてください。）

② **作付延べ面積**は、例えば1つの作物を2回作付していれば2回分の**合計面積**を記入してください。
（対象＝野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草）

③ 作付している全ての品目を記入していただくため、**作付延べ面積**がぐくわずかしがなく、記入が難しい場合などは、**10 m²**として記入してください。
（対象＝野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草）

④ **作付（ほ場）面積**は、品目ごとに栽培に使用している実際の農地面積を記入してください。
（作付延べ面積とは異なり実際の農地面積となります。）
（対象＝果樹・花き・グランドカバー類）

2) 出荷量・出荷本数の記入に当たっての注意

出荷量・出荷本数を記入する対象品目は、主に **花き・植木・グランドカバー類・芝** です。

出荷量

※ 右に寄せて記入してください。

記入例

16,500 本・球・鉢・m²

①最初に実際に所有又は借り入れている
農地（作付）面積を御記入ください。

--	--	--	--	--

東京都内で耕作している 農地（作付）面積 （㉖～㉚の合計）	内 訳			
	㉖ 普通畑	㉗ 田	㉘ 果樹	
	㉖ 普通畑 m ²	㉗ 田 m ²	㉘ 果樹 m ²	㉘ 果樹 m ²
	㉖ 普通畑 m ²	㉗ 田 m ²	㉘ 果樹 m ²	㉘ 果樹 m ²

参 考
① 1坪（つぼ）＝3.3㎡ ② 1畝（せ）＝1アール＝100㎡
③ 1反（たん）＝10アール＝1,000㎡ ④ 1町（ちょう）＝100アール＝10,000㎡

注意 !! （野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草）

※次ページからの調査票には、「作付延べ面積」を御記入ください。
※例えば、1つの作物を2回作付していれば、2回分の合計面積となります。
例：トマト 100㎡を2回作付していれば、「200㎡」と記入します。
3回なら「300㎡」、4回なら「400㎡」です。

品目ごとに調査票がありますので、下記によりお進みください。

野菜	➡ 緑色のページ（4～5ページ）へ
果樹	➡ 水色のページ（6ページ）へ
稲麦・雑穀・工業農作物	➡ のページ（7～8ページ）へ
緑肥・飼料・牧草	➡ のページ（9～10ページ）へ
花き	➡ 薄紫色のページ（11～12ページ）へ
植木	➡ あざき色のページ（13～14ページ）へ
グラントカパー類・芝	➡ さくら色のページ（15ページ）へ

野菜の作付延べ面積（㎡）／年間（2024年1月1日～12月31日）

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がくわらずかしかなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。

※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考
① 1坪（つぼ）＝3.3㎡ ② 1畝（せ）＝1アール＝100㎡
③ 1反（たん）＝10アール＝1,000㎡ ④ 1町（ちょう）＝100アール＝10,000㎡

種別	品目名	作付延べ面積（㎡）	科	品目名	作付延べ面積（㎡）
果 菜 類	記入例 えだまめ	385	記入例 きゅうり	1,123	㎡
	えだまめ	㎡	きゅうり	㎡	㎡
	さやいんげん	㎡	かぼちゃ	㎡	㎡
	さやえんどう（きぬさや）	㎡	すいか	㎡	㎡
	スナツクえんどう	㎡	にがうり（ゴーヤ）	㎡	㎡
	スナツクえんどう	㎡	とうがん	㎡	㎡
	そらまめ	㎡	メロン	㎡	㎡
	トマト	㎡	ズッキーニ	㎡	㎡
	ミニトマト	㎡	まくわうり	㎡	㎡
	ナス	㎡	しろうり	㎡	㎡
ナ ス 科	ピーマン	㎡	どうもろこし	㎡	㎡
	とうがらし	㎡	そのほか	㎡	㎡
	ししとう（あまとうがらし）	㎡	いちご	㎡	㎡
	パプリカ	㎡			

根 菜 類	だいこん	㎡	ごぼう	㎡	㎡
	にんじん	㎡	ヤーコン	㎡	㎡
	かぶ	㎡	うこん	㎡	㎡
	しょうが	㎡	レンコン	㎡	㎡

い も 類	ばれいしょ（じゃがいも）	㎡	やまのいも	㎡	㎡
	さといも（京いもを含む）	㎡	八つ頭	㎡	㎡
	かんしょ（さつまいも）	㎡	その他のいも	㎡	㎡

裏面にも御記入願います。
（裏面には、葉茎菜類と、その他の野菜の記入欄があります。）

野菜の作付延べ面積(㎡)／年間（2024年1月1日～12月31日）

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごくわずかしがなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。
※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考 ①1坪(つぼ)=3. 3㎡ ②1畝(せ)=1アール=100㎡ ③1反(たん)=10アール=1, 000㎡ ④1町(ちよう)=1ヘクタール=10, 000㎡

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	科	品目名	作付延べ面積(㎡)
葉 茎 菜 類	記入例 こまつな	495 ㎡	ア ラ ナ 科 な ど	記入例 たまねぎ	1,012 ㎡
	ほうれんそう	㎡		にら	㎡
	キャベツ	㎡		コ リ ねぎ	㎡
	はくさい	㎡		らっきょう	㎡
	からしな	㎡		アスパラガス	㎡
	しんとり	㎡		あしたば	㎡
	たかな	㎡		うど	㎡
	チンゲンサイ	㎡		セ リ セロリ	㎡
	つまみな	㎡		チャービル	㎡
	なばな(のらぼう)	㎡		みつば	㎡
	ブロッコリー	㎡		ナ ス くうしんさい	㎡
	カリフラワー	㎡		葉トウガラシ	㎡
	みずな(京菜)	㎡		木の芽	㎡
	わさび	㎡		しそ	㎡
	しゅんぎく	㎡		ムラメ	㎡
キ ク 科	ふき	㎡	そ の 他	みょうが	㎡
	ふきのとう	㎡		メカブ	㎡
	シラス	㎡		モロヘイヤ	㎡
	サラダ菜	㎡		クラビ	㎡

※ 野菜でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

そ の 他 の 野 菜	野菜苗(㎡)	㎡	鉢	㎡
	※野菜苗の出荷鉢数	㎡		㎡
	タケノコ	㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡

果樹の作付(ほ場)面積(㎡)／年間（2024年1月1日～12月31日）

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。
※ 作付(ほ場)面積は、幼木を含んで記入してください。

※参考 ①1坪(つぼ)=3. 3㎡ ②1畝(せ)=1アール=100㎡ ③1反(たん)=10アール=1, 000㎡ ④1町(ちよう)=1ヘクタール=10, 000㎡

種別	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)
果 樹	記入例 日本なし	583 ㎡	記入例 うめ	1,044 ㎡
	日本なし	㎡	うめ	㎡
	ぶどう	㎡	いちじく	㎡
	温州みかん	㎡	ハ ハ パイヤ	㎡
	夏みかん(甘夏)	㎡	びわ	㎡
	ダイダイ	㎡	バナナ	㎡
	アンタツ	㎡	ブルーベリー	㎡
	かき	㎡	ブルーイン	㎡
	かりん	㎡	マンゴ	㎡
	キウイフルーツ	㎡	もも	㎡
	ぎんなん	㎡	すもも	㎡
	くり	㎡	ユズ	㎡
	ドラゴンフルーツ	㎡	りんご	㎡
	パッションフルーツ	㎡	レモン	㎡

※ 果樹でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

そ の 他 の 果 樹		㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡
		㎡		㎡

基本

稲麦・雑穀・工芸農作物・緑肥作物・飼料作物・

牧草の作付延べ面積（㎡）／年間

（2024年1月1日～12月31日）

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしがなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。

※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考	①1坪（つぼ）＝3. 3㎡	②1畝（せ）＝1アール＝100㎡
	③1反（たん）＝10アール＝1, 000㎡	④1町（ちょう）＝1ヘクタール＝10, 000㎡

○ 稲・麦 類

種別	品目名	作付延べ面積（㎡）	種別	品目名	作付延べ面積（㎡）
稲・麦類	記入例 水稲	358 ㎡	記入例 ライ麦		1,214 ㎡
	水稲	㎡	ライ麦		㎡
	陸稲	㎡	大麦		㎡
	小麦	㎡	エソバク		㎡

※ 稲・麦類でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

その他の稲・麦類		㎡			㎡
		㎡			㎡
		㎡			㎡

○ 雑 穀 類

種別	品目名	作付延べ面積（㎡）	種別	品目名	作付延べ面積（㎡）
雑穀類	小豆	㎡	ささげ		㎡
	大豆	㎡	そば		㎡
	ごま	㎡	落花生		㎡

※ 雑穀類で、その他の品目がありましたら、下記に記入してください。

その他の雑穀類		㎡			㎡
		㎡			㎡
		㎡			㎡

裏面にも御記入願います。

稲麦・雑穀・工芸農作物・緑肥作物・飼料作物・

牧草の作付延べ面積（㎡）／年間

（2024年1月1日～12月31日）

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしがなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。

※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考	①1坪（つぼ）＝3. 3㎡	②1畝（せ）＝1アール＝100㎡
	③1反（たん）＝10アール＝1, 000㎡	④1町（ちょう）＝1ヘクタール＝10, 000㎡

○ 工 芸 農 作 物

種別	品目名	作付延べ面積（㎡）	種別	品目名	作付延べ面積（㎡）
工芸農作物	記入例 くわ	536 ㎡	記入例 茶（生葉）		1,053 ㎡
	くわ	㎡	茶（生葉）		㎡
	こんにゃく	㎡	ひょうたん		㎡

※ 工芸農作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

その他の工芸農作物		㎡			㎡
		㎡			㎡

○ 緑 肥 作 物

種別	品目名	作付延べ面積（㎡）	種別	品目名	作付延べ面積（㎡）
緑 肥	ソルゴー（緑肥）	㎡	レゲソウ		㎡

※ 緑肥作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

その他の緑肥作物		㎡			㎡
		㎡			㎡
		㎡			㎡

○ 飼 料 作 物

種別	品目名	作付延べ面積（㎡）	種別	品目名	作付延べ面積（㎡）
飼 料	青刈りとうもろこし	㎡	ソルゴー（飼料）		㎡

※ 飼料作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

その他の飼料作物		㎡			㎡
		㎡			㎡
		㎡			㎡

○ 牧 草

種別	品目名	作付延べ面積（㎡）	種別	品目名	作付延べ面積（㎡）
牧 草	イタリアンライグラス	㎡	その他の牧草（ ）		㎡

基本

花き等(施設・露地)の作付(ほ場)面積と出荷量／年間（2024年1月1日～12月31日）

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)について記入してください。

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考	①1坪(つぼ)=3.3㎡	②1畝(せ)=1アール=100㎡
	③1反(たん)=10アール=1,000㎡	④1町(ちょう)=1ヘクタール=10,000㎡

種別	記入例	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	出荷量
	きく		85	㎡
一般切り花	ハバ			㎡
	ひまわり			㎡
	アスター			㎡
	シヤクヤク			㎡
	ガーベラ			㎡
	すいせん			㎡
	サンダーソニア			㎡
	ゆり			㎡
	キキョウラン			㎡
	リコリス			㎡
球根切り花				㎡
				㎡
				㎡
				㎡
				㎡
その他の切り花				㎡
				㎡
				㎡
				㎡
				㎡

切り葉	フエニクス・ロベニー(切り葉)		㎡	本
	モンステラ		㎡	本
その他の葉	レザークテン		㎡	本
			㎡	本

切り枝	ハナモモ(切枝)		㎡	本
	シキミ(切枝)		㎡	本
その他の切り枝	ユキヤナギ(切枝)		㎡	本
			㎡	本

※「球根」は球根として生産・出荷しているもののみ記入してください。(球根切り花を除く。)				
球根	スイセン(球根)		㎡	球
	フリージア(球根)		㎡	球
その他の根			㎡	球
			㎡	球

裏面にも御記入願います。

花き等(施設・露地)の作付(ほ場)面積と出荷量／年間（2024年1月1日～12月31日）

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)について記入してください。

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考	①1坪(つぼ)=3.3㎡	②1畝(せ)=1アール=100㎡
	③1反(たん)=10アール=1,000㎡	④1町(ちょう)=1ヘクタール=10,000㎡

種別	記入例	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	出荷量
	シクラメン		120	㎡
一般鉢もの	シクラメン			㎡
	パテ(鉢もの)			㎡
	ペゴニア			㎡
	エビネラン			㎡
	クリスマスローズ(ヘルボルス)			㎡
	シエフシラ類			㎡
	観葉鉢もの	ケンチャヤシ		㎡
	カトレア			㎡
	洋らん類	コチヨウラン		㎡
	花木類	ツルミリア(花木)		㎡
その他の鉢もの				㎡
				㎡
				㎡
				㎡
				㎡

花壇用苗もの	葉ぼたん(苗もの)		㎡	鉢
	パゼジー・ビオラ(苗もの)		㎡	鉢
	ペゴニア(苗もの)		㎡	鉢
	ペチュニア(苗もの)		㎡	鉢
	マリーゴールド(苗もの)		㎡	鉢
その他の花壇用苗もの			㎡	鉢
			㎡	鉢
			㎡	鉢
			㎡	鉢
			㎡	鉢

野菜苗		㎡	鉢
-----	--	---	---

基本

植木の生産本数と出荷本数／年間（2024年1月1日～12月31日）

※ 生産本数は、育成中のものを含み、植付けをしている本数を記入してください。
※ 出荷本数は、育成中のものを除き、1年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数
	ヒバ類		152 本	98 本
高中木針葉樹			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
その他の高中木針葉樹の計			本	本
高中木針葉樹(主な例)				
ヒバ類	ヒノキ類	レイラントヒノキ類	ビヤクシン類	カイズカイグキ
ソウジ類	スギ類	ニッコウヒバ	ラウゲンストウヒ類	アカエノマツ
				アスナロ
				マキ など
高中木常緑広葉樹(主な例)				
ソヨゴ	セイヨウカナメ類	サザンカ	トキワマンサク	ツバキ類
ハニカサメ	シラカシ	ヤブツバキ	モッコク	オリウ
				ヤマモモ
				キンモクセイ
				サカキ
その他の高中木常緑広葉樹の計			本	本
高中木落葉広葉樹				
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
その他の高中木落葉広葉樹の計			本	本
高中木落葉広葉樹(主な例)				
ハナミズキ	ウメ類	クヤキ	ヤマモミジ	ヒメジャヤ
サルスベリ	ハナカイドウ	カヅラ	コナラ	ソメイヨシノ
				イチョウ
				ヤマボウシ
				コナジ
				ロウハバ
				など

裏面にも御記入願います。

植木の生産本数と出荷本数／年間（2024年1月1日～12月31日）

※ 生産本数は、育成中のものを含み、植付けをしている本数を記入してください。
※ 出荷本数は、育成中のものを除き、1年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数
	ツルハナベリ		168 本	110 本
低木落葉樹			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
その他の低木落葉樹の計			本	本
低木落葉樹(主な例)				
ツルハナベリ	ボウダンツツジ	ユキヤナギ	ニシキギ	クサボク
シモツゲ	レンギョウ	アジサイ類	ユスラウメ	ミツバツツジ
				ボクシ
				ハギ など
低木常緑樹(主な例)				
サツキ	オオムラサキツツジ	クルマツツジ類	オタフクナンテン	ヒラドツツジ
アセビ	キンメツゲ	シヤクナゲ類	カンツバキ	マサキ
				アオキ
				シキミ
				など
その他の低木常緑樹の計			本	本
低木常緑樹				
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
その他の低木常緑樹の計			本	本
その他の植木				
タケ			本	本
大型ヤシ類			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
その他の植木			本	本

基本

グランドカバー類の作付(ほ場)面積と出荷量／年間（2024年1月1日～12月31日）

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)を記入してください。

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考 ①1坪(つぼ)=3.3㎡ ②1畝(せ)=1アール=100㎡ ③1反(たん)=107アール=1,000㎡ ④1町(ちよう)=1ヘクタール=10,000㎡

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外はその他として一括して、作付(ほ場)面積と出荷量を記入してください。

種別	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	出荷量
在 類	記入例 オカメザサ	54 ㎡	1,619 鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
在 類			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
その他の笹類の計		㎡	鉢
在類(主な例) オカメザサ クマザサ コグマザサ オロジマチク チゴザサ など			
つる性類		㎡	鉢
		㎡	鉢
		㎡	鉢
		㎡	鉢
		㎡	鉢
その他のつる性類の計		㎡	鉢
つる性類(主な例) テイカカズラ ヘデラ・カナリエンス など			
木 草 本 類		㎡	鉢
		㎡	鉢
		㎡	鉢
		㎡	鉢
		㎡	鉢
その他の木草本類の計		㎡	鉢
木草本類(主な例) シバザクラ類 タマリュウ リュウノヒゲ シヤガ ヤナラン アベリア ほか			
芝の作付延べ面積(㎡)と出荷量(㎡)／年間（2024年1月1日～12月31日）			
芝草	品目名	作付延べ面積(㎡)	出荷量 ㎡

●東京都告示第八百五十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、令和二年東京都告示第十六号（海岸保全区域の変更）により指定した新砂二丁目地先海岸に係る海岸保全区域のうち、次に掲げる区域を廃止する。

なお、この関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

基点一から基点十までを順次直線で結んだ線及び基点十と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一 江東区辰巳二丁目一番地港湾住宅辰巳Kー3号棟屋上（北緯三十五度三十八分四十八・九二六秒、東経百三十九度四十八分五十六・二九二秒）から真北二十六度五十六分三十四秒二千二百五・三〇二メートルの地点

基点二 基点一から九十一度三十分二十六秒百四十二・五一三メートルの地点

基点三 基点二から一度三十分四十七秒百十二・二七二メートルの地点

基点四 基点三から九十二度〇分三十六秒八・〇七〇メートルの地点

基点五 基点四から八十二度十三分七秒十七・一九六メートルの地点

基点六 基点五から百八十一度三十分五十五秒百八十三・二二八メートルの地点

基点七 基点六から二百四十二度五十五分十三秒十七・五二九メートルの地点

基点八 基点七から二百七十一度三分五秒九・六四七メートルの地点

基点九

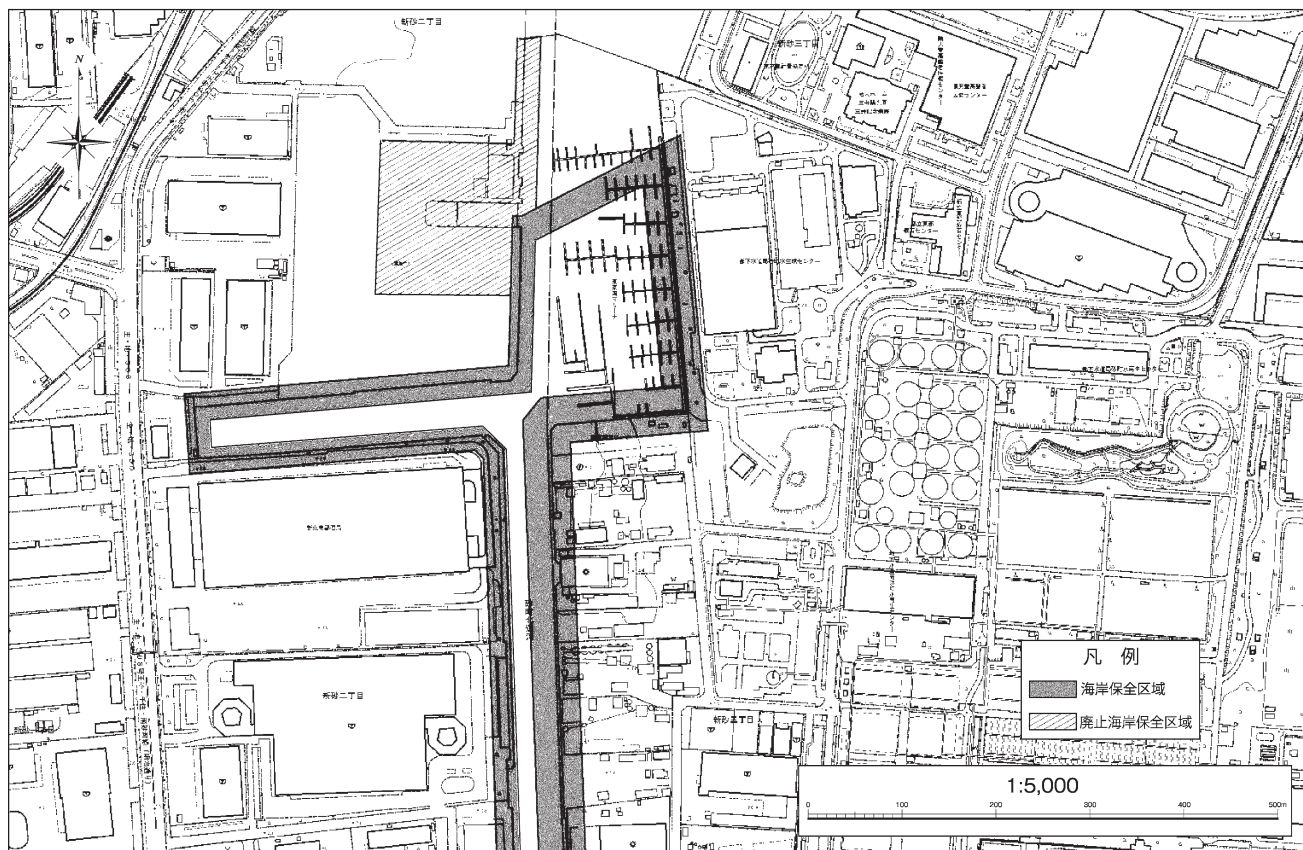
基点八から百八十一度三十分五十二秒八十四・七六三メートルの地点

基点十

基点九から二百七十度三十分一秒百四十四・一三メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり

海岸保全区域略図



告 示（選）

7 選 選 第 3 6 1 号

●東京都選挙管理委員会告示第九十号

令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和七年八月二十日

東京都選挙管理委員会

決 定 書

異議申出人 小井土 直樹

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年6月30日に提起された、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の江東区における選挙の効力に不服があるとの異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨

申出人が、次の異議の申出の理由により、本件選挙の江東区における選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件選挙は、東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号。以下「本件条例」という。）に基づいて施行されているが、令和2年東京都条例第80号により、2選挙区の定数を1増1減する改正がされた（以下「令和2年条例改正」という。）に基づ

き行われ、令和2年条例改正以降本件条例の改正は行われておらず、本件条例が大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域（以下「島しょ部」という。）を合わせて1選挙区（島部選挙区）として存置したことは、憲法第14条第1項、第15条第1項、同条第3項、第92条及び第93条並びに公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第271条の規定に違反する。 (2) 本件条例のうち各選挙区において選挙すべき議員の数を定める規定（以下「本件定数配分規定」という。）について、何らの措置しないまま本件選挙を実施したことが、憲法第14条第1項、第15条第1項、同条第3項、第92条及び第93条並びに公選法第15条第8項に違反する。 (3) 選挙管理委員会及び選挙長の告示が東京都公報によらず、掲示場による掲示の方法で行われたことが東京都選挙管理委員会規程（昭和44年9月29日選挙管理委員会規程第1号。以下「委員会規程」という。）第12条、東京都選挙執行規程（平成12年3月31日選挙管理委員会告示第36号。以下「執行規程」という。）第4条に違反することから、本件選挙は無効と言わざるを得ない。 (4) 本件選挙の江東区選挙区において二重に投票用紙を交付した事実があったことがうかがわれ、公選法第36条第1項に規定する1人1票の原則に反している。 決 定 の 理 由 当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は、以下のとおりである。 第1 本件異議の申出に至るまでの経緯 1 令和7年6月13日、本件選挙告示 2 同年6月22日、本件選挙期日	3 同月30日、申出人から本件異議の申出が提起され、当委員会はこれを受理した。 第2 申出人の主張、認定事実及び当委員会の判断 1 申出人の主張 (1) 島部選挙区を特例選挙区として存置することの違憲、違法性について 都道府県議会の議員の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議員の定数をもって除して得た数（以下「議員1人当たりの人口」といい、当該選挙区の人口を議員1人当たりの人口で除して得た数を「配当基数」という。）の半数以上になるようにしなければならないが（公選法第15条第2項前段）、昭和41年1月1日当時において設けられていた選挙区については、当該区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、当該区域をもって1選挙区を設けることができるとされている（公選法271条。以下、本条の規定によって存置が認められた選挙区を「特例選挙区」という。）。 もっとも、都道府県議会の議員の選挙区に関して公選法第15条第1項ないし第2項が規定しているところからすると、同法第271条は、配当基数が0.5を著しく下回る場合には、特例選挙区の設置を認めない趣旨であると解されるから、このような場合には、特例選挙区の設置についての都道府県議会の判断は、合理的裁量の限界を超えているものと推定するのが相当である（最高裁判所平成4年（行ツ）第172号同5年10月22日第二小法廷判決・民集47巻8号5147頁、同令和4年（行ツ）第78号、令和4年（行ヒ）第79号同年10月31日第二小法廷判決・裁判集民事269号377頁参照）。 島部選挙区の配当基数は、令和2年条例改正当時、0.249であったが、本件選挙の直近に行われた令和2年の国勢調査の人口等基本集計による人口に基づいて計算すると、0.221となる。そして、本件選挙の選挙時登録が行われた令和7年6月12日現在の選挙人名簿登録者数に基づく島部選挙区の配当基数は0.216まで減少し、人口及び有権者数の減少に拍車がかかっ
--	---

ており、本件選挙における一票の較差に著しい不均衡を生じさせる要因となっている。 しかるに、島しょ部が離島として、その自然環境や社会、経済の状況が東京都の他の地域と大きく異なるものの、特例選挙区として設置された昭和44年当時と異なり、船舶、航空機による交通手段や各種インフラの整備により、あえて島しょ部単独の代表を選出する必要性は低下してきていること、衆議院小選挙区においても島しょ部は東京都第3区として品川区と同一の選挙区を構成し、必ずしも島しょ部以外の選挙区と合区すること自体が困難とまではいえないこと、島しょ部の人口は減少傾向がなお続いており、都民の一票の較差の不均衡をこれ以上存置することは許されないことを踏まえると、本件選挙時において、島部選挙区における人口及び有権者数は特例選挙区として存置することが許されない程0.5を著しく下回っており、島部選挙区を特例選挙区として存置することは都議会の合理的裁量の限界を超えているものであり、憲法第14条第1項、第15条第1項及び第3項、第92条及び第93条並びに公選法第271条に反するのであって、本件選挙は無効となる。 (2) 本件定数配分規定の違憲、違法性について ア 令和2年の国勢調査の人口等基本集計による人口に基づいて計算すると、本件定数配分規定においては、特例選挙区以外の選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差は1対2.54であって、人口比定数（配当基数に応じて公選法第15条第8項本文の人口比例原則を適用した場合に各選挙区配分されることとなる定数）による特例選挙区以外の選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差と差異がなく、また、6選挙区において人口比定数との差異がみられたが、その差はいずれも1人であり、いわゆる逆転現象は3通りにとどまり、定数差はいずれも1人であった。 しかし、本件選挙の選挙時登録による選挙人名簿登録者数に基づくと、特例選挙区以外の選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差は1対2.74（千代田区選挙区と中央区選挙区との間）に拡大し、その較差は中央区選挙区について人口比定数で配分すると2人になるところ、なお、中央区選挙	区における定数を1人のまま存置していることによるものである。仮に、中央区選挙区について人口比定数どおり2を配分すると、特例選挙区を除く人口比定数は千代田区選挙区と武蔵野市選挙区の1対2.26まで縮小する。 イ また、新宿区選挙区、江東区選挙区、杉並区選挙区及び江戸川区選挙区について国勢調査時と同様人口比定数と差異が生じており、新たに今回中央区選挙区及び豊島区選挙区について人口比定数との差異が生じ6選挙区について人口比定数との差異が生じるに至っている。その差はいずれも1人ではある。さらに、新宿区選挙区と中野区選挙区との間、杉並区選挙区と板橋区選挙区及び江戸川区選挙区との間の3通りの逆転現象が存置され、定数差はいずれも1人である。 ウ そうすると、本件選挙当時における投票価値の不平等は、東京都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたといえ、また、人口比定数と異なる定数を設定することで一票の較差を拡大させていること、令和2年条例改正時より新宿区選挙区及び杉並区選挙区において人口比定数より多く議席を配分すべき特段の事情はないこと、また、江東区選挙区及び江戸川区選挙区において人口比定数より少なく議席を配分すべき事情はないこと、本件選挙当時において、墨田区選挙区及び世田谷区選挙区について人口変動等に伴い条例改正時には人口比定数と異なる定数であったものが、選挙時において解消されるに至っているものの、少なくともなお前回選挙時から人口比定数と差異が生じている新宿区選挙区、江東区選挙区、杉並区選挙区及び江戸川区選挙区について公選法第15条第8項ただし書きに定める特別の事情があるとの評価が本件選挙時に合理性を欠いていたというべきである。 したがって、本件選挙当時における本件定数配分規定は、憲法第14条第1項、第15条第1項及び第3項、第92条及び第93条並びに公選法第15条第8項に違反していたといえる。
---	--